

令和６年度入札制度改正について

１．電子保証の導入

令和６年４月１日より、契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書について、電子による取扱いを開始します。（電子保証の導入）

※従来通り「書面」による保証証書の提出も引き続き可能です。

２．建設関係業務低入札調査基準価格の設定範囲及び算出方法の改正

国の改正に伴い、建設関係業務の調査基準価格算定に使用する算入率及び設定範囲を改正します。

項目	改正前	改正後
建設コンサルタント業務	・ 設定範囲 60% ～ 80% ・ 一般管理費 48%	・ 設定範囲 60% ～ 81% ・ 一般管理費 50%
建築又は設備設計業務	・ 設定範囲 60% ～ 80%	・ 設定範囲 60% ～ 81%
補償関係コンサルタント業務	・ 設定範囲 60% ～ 80% ・ 一般管理費 45%	・ 設定範囲 60% ～ 81% ・ 一般管理費 50%
測量業務	・ 諸経費 48%	・ 諸経費 50%
地質調査業務	・ 諸経費 48%	・ 諸経費 50%

３．地域配慮型一般競争入札の改正

地域配慮型一般競争入札（５百万円以上１千万円未満の工事）において、初回の入札が不調となった場合、当初の入札内容を確認したうえで、必要に応じて地域の範囲を拡大し、２回目以降の入札を指名競争入札とします。

４．共同企業体（ＪＶ）基準の改正

共同企業体の対象工事となる規模を、次のとおり改正します。

	改正前	改正後
その他工事※	その都度契約審査委員会に諮り決定	１億円以上

※土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事、舗装工事 以外の工事

5. 総合評価方式の評価項目の一部改正

※詳細は別紙参照

- (1) 実績項目を改正しました（最大 2.0 点⇒2.5 点）
- (2) 継続教育項目を改正しました（最大 0.5 点）
- (3) 除雪協力項目を改正しました
 - ・ 道路除雪業務委託契約締結（最大 0.5 点⇒0.75 点）
 - ・ 工事場所と除雪業務の関係（最大 1.0 点）
- (4) 営業所の所在地項目を改正しました（最大 2.0 点⇒2.25 点）

6. 建設現場の労働環境改善に資する制度の策定

- (1) 熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領の新設
- (2) 快適トイレ設置工事実施要領の新設
- (3) 小松市週休 2 日工事実施要領の新設（原則全ての工事が対象となります）

7. 適用日

令和 6 年 4 月 1 日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行通知から適用します。

ただし、上記「2. 建設関係業務低入札調査基準価格の設定範囲及び算出方法の改正」内の「建築又は設備設計業務」の設定範囲については、令和 6 年 4 月 18 日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行通知から適用します。

令和 6 年度総合評価落札方式の評価基準の一部改正について

○ 本市の総合評価落札方式の評価項目の内容及び基準について、以下のとおり改正を行う。

○ 改正内容

①企業の施工能力に関すること

実 績（過去 15 年の企業の施工実績）〔配点 最大 2.0 点→2.5 点〕

これまで工事成績評価点が 80 点以上はすべて同一点評価としていたが、近年、工事成績点の上昇がみられることから、令和 6 年度より 85 点までを成績評価点に応じて評価する方法に改正する。これに伴い、工事成績評価点が 80 点を超えた場合の評価点算出式を新たに設定する。

現 行			変 更		
配 点			配 点		
0.0 ～ 2.0	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評価点＝2点×(工事成績点-65)／15 工事成績点が80点以上の場合は80点とする 工事成績点がない場合は評定点は0点とする	2	0.0 ～ 2.5	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評定点≤80点 評価点＝2.0×(工事評定点-65)／15 評定点>80点 評価点＝2.0+(工事評定点-80)／10 工事成績点が85点以上の場合は85点とする 工事成績点がない場合は評定点は0点とする	2.5

②配置予定技術者の能力に関すること

継続教育（過去 1 年間の継続教育（CPD）の取組状況）〔配点 0.5 点 変更なし〕

これまで、建設系 C P D 協議会加盟団体であれば推奨単位に関わらず、取得単位の合計が 20 単位以上で 0.5 点加点していたが、加盟団体ごとに学習量や難易度が異なることから、令和 6 年度より県に倣い、各団体の推奨単位の取得状況に応じた加点方法に改正する。

現 行			変 更		
配 点			配 点		
0.5	建設系CPD協議会加盟団体における前年度の継続学習の取得単位が20単位以上ある技術者を配置	0.5	0.5	各団体の推奨単位以上の取得	0.5
			0.25	各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得	
0.0	上記以外		0.0	上記以外	

②企業の地域貢献度に関すること（評価基準Aのみ）

除雪協力（①道路除雪業務委託契約締結）〔配点 最大0.5点→0.75点〕

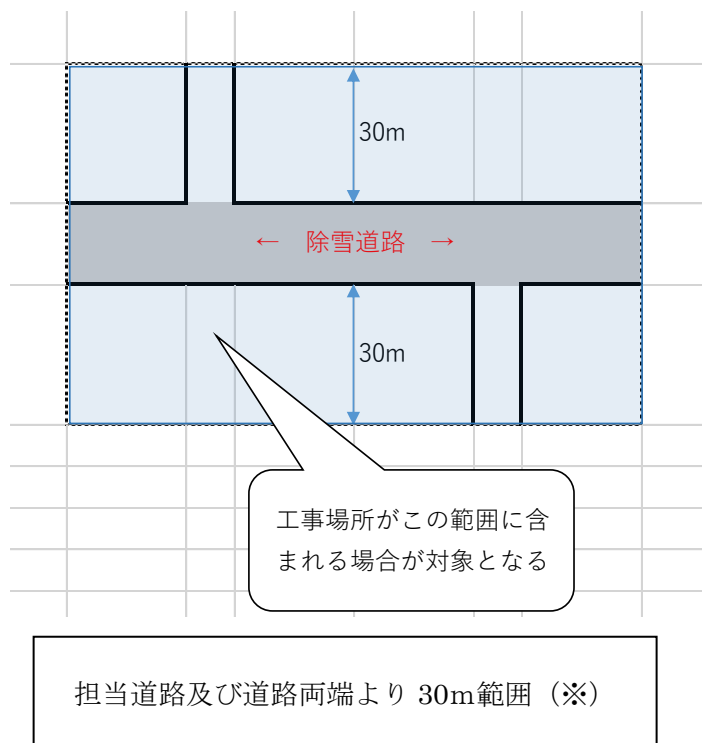
これまで、市管理道路についてのみ評価してきたが、県については県道その他、一般国道、市町道等についても評価していることから、令和6年度より県に倣い、市管理道路以外の市内道路についても評価項目に追加する。

現 行			変 更		
0.50	小松市との道路除雪業務委託契約締結	0.5	0.50	市管理道路の除雪業務委託契約有り	0.75
			0.25	上記以外の市内道路（一般国道、県道）の除雪業務委託契約有り	
0.0	なし		0.0	なし	

除雪協力（②工事場所と除雪業務の関係）〔配点 最大1.0点 変更なし〕

これまで、工事場所と同一町内で除雪実績がある場合に評価してきたが、工事場所と除雪範囲の関係を見直し、工事場所に担当道路及び道路両端より30m範囲（※）が含まれる場合を評価対象とし、併せて幹線道路についても対象とする。

現 行			変 更		
1.0	工事場所と同一町内での除雪実績あり （幹線除雪除く Q&AIに記載）	1.0	1.0	工事場所に除雪範囲（担当道路及び道路両端より30m範囲）が含まれる	1.0
0.0	工事場所と同一町内での除雪実績なし		0.0	工事場所に除雪範囲が含まれない	



営業所の所在 **(評価基準Aのみ)** **〔配 点 最大 2.0 点→2.25 点〕**

これまで、営業所（本店）の所在について小松市内の有無で評価してきたが、より地域に精通する業者が評価されるよう、工事場所と営業所（本店）の所在の位置関係に応じて評価する。

現 行			変 更		
		2	2.25	工事場所の町内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）あり	2.25
			2.0	工事場所の小学校の校区に建設業法に基づく主たる営業所（本店）あり	
			1.5	工事場所の中学校の校区に建設業法に基づく主たる営業所（本店）あり	
2.0	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）あり		1.0	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）あり	
1.0	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所（本店）あり		0.5	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所（本店）あり	
0.0	なし		0.0	なし	